資料３－１

令和８年度　仙台市地域包括支援センター運営方針及び業務水準表について

１　運営方針について

◇　運営方針は、「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和６年度～令和８年度)」を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築・推進の中核的機関である地域包括支援センター（以下、「センター」という。）が、当該計画の基本目標の実現に向け取り組むべき事業の実施に係る「基本方針」や「重点取組事項」を示すもの。

◇　令和８年度は、第９期計画期間に合わせて策定された今年度の運営方針を踏襲しつつ、一部を修正している。（資料３－２**令和８度仙台市地域包括支援センター運営方針**を参照。）

２　業務水準表について

◇　業務水準表は、運営方針を踏まえて、センターで実施される各事業の指標を示すものであり、各センターはこれに沿って事業計画を作成し、実行する。

◇　業務水準表は「満たすべき水準」と、満たすべき水準を実施した上で積極的に取り組んでもらいたいと考えている水準である「取組みを進めることが望ましい水準」からなっている。

◇　本市独自の事業評価（事業評価Ⅱ）は業務水準表を基に実施している。

◇　修正内容は大きくわけて以下の５つに分類され、令和８年度に向けた改定における修正内容は、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅである。（分類は資料３－３**令和８年度仙台市地域包括支援センター業務水準表**における修正分類と同じ。）

分類	修正内容
A	満たすべき水準、取組みを進めることが望ましい水準の強化
B	地域包括支援センター運営委員会意見の反映
C	国等の示す各種指標への対応
D	軽微な文言修正
E	その他（新規事業等）